

福島県中小企業振興基本条例

提出理由

本県の中小企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の果たすべき役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与するため、この条例を制定しようとするものである。